

8 住宅の応急修理

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)



8-② 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）
【大規模半壊・中規模半壊・半壊】（内閣府告示 第7条第2号）

	一 般 基 準	備 考
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	②いわゆる大規模半壊
費用の 限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1 世帯当たり 706,000円以内	・ 特別基準の設定はなし ・ 1 世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から 3ヶ月以内 に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては 6ヶ月以内 に完了）	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

8-② 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理） 【大規模半壊・中規模半壊・半壊】

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、**日常生活に必要な最小限度の部分**を**応急的に修理**することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- 全壊（焼）の場合は、住宅が修理を行えない程度の被害を受けているため、基本的には対象とならないが、修理することで居住することが可能となる場合は、個別に対象とすることが可能である。
- 借家等は、通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が修理を実施すべきであり対象とはならない。
- **令和2年7月豪雨災害以降、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。**

応急修理期間における応急仮設住宅の使用（再掲）

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しする。

<背景・課題>

- 工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在。
- 今般の令和2年7月豪雨の被災自治体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める切実な声がある。

応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、被災者の地元での自宅再建を支援

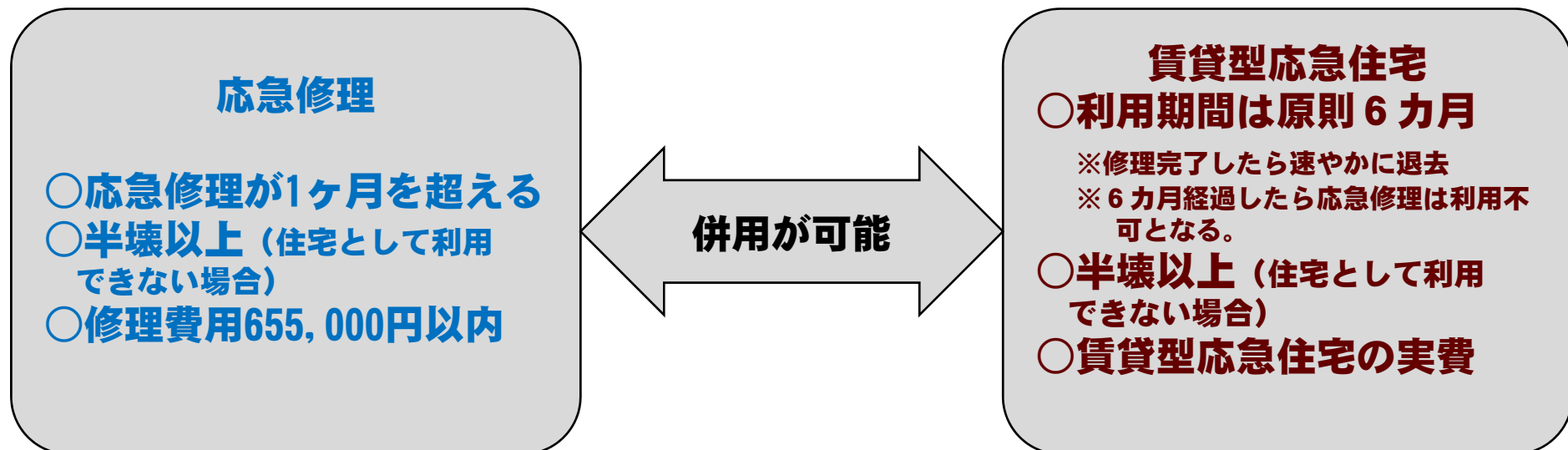
<概要>

- ・ 対象：応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者
- ・ 使用期間：災害の発生の日から原則6ヵ月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）
- ・ 支出費用：実費（地域の実情に応じた額）

応急修理期間における応急仮設住宅の使用（補足）

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能とすることとしたので、次に掲げる事項に留意し、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。

- ① 対象者は、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上に該当し、他の住まいの確保が困難な者とする。
- ② 応急仮設住宅の使用期間は災害発生の日から原則6ヶ月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去すること。
- ③ 上記期限を経過した場合は、応急修理を利用することはできないものとする。
- ④ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用する者のために、新たに建設型応急住宅を建設することは認められない。
- ⑤ 応急修理は住まいの再建を図るため、できる限り早期に行うべきものであり、実施主体である県や委任を受けた市町村は、応急修理期間の短縮化に努めること。



8-③ 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）
【準半壊】（内閣府告示 第7条第2号）

	一 般 基 準	備 考
対象者	災害のため住家が 半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す
費用の 限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 343,000円以内	・ 特別基準の設定はなし ・ 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から 3ヶ月以内 に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては 6ヶ月以内 に完了）	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

8-③ 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理） 【準半壊】

主 な 留 意 事 項

- 令和元年10月23日公布・施行
（令和元年の災害から適用（令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号を含む））
- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。

事前準備
(相談)

申請書等提出
(受付)

審査

工事の依頼

完了検査

支払い

受付窓口

被災自治体

被災自治体

- ① 申請書の入手
- ② 「り災証明書」の入手

※自治体は、必要に応じて、被災者に業者の斡旋等を実施（紹介業務の外注可能（経費は救助事務費を充当））

<提出書類>

- ① 「住宅の応急修理申込書」
- ② 「り災証明書」
- ③ 「施工前の被害状況が分かる写真」
- ④ 「修理見積書」（後日提出可だが、工事決定に必要。）
- ⑤ 「資力に関する申出書」

「写真」、「修理見積書」の審査

※災害救助法対象分と個人対象分に整理 必要に応じて、現地調査の実施

被災者へ工事実施の連絡

- ① 「修理依頼書」を発行
- ② 「請書」を徴収

※必ずしも修理業者と契約書を取り交わす必要はなく、請書の徴収で差し支えない。

修理業者

被災者

修理業者

修理見積書の入手

修理内容の説明

被災者

工事契約
(自己負担分)

被災者に連絡の上、工事を実施

修理業者による工事の実施

「工事完了報告書」を提出
(「工事施工前、施工中、施工後の写真」等を添付)

修理費用の確定

請求書の提出

請求書の確認、支払い

修理業者

※修理費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する。

ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

① 修理前の被災状況の写真撮影

応急修理の申請手続きを行う際は、申請書類のほか、被災した住宅の被災状況のわかる写真等の添付が必要になる。

被災者の中には被災前の写真を撮影しないまま、住宅の清掃や修理を行い、写真を撮り忘れて申請が出来ず、修理申請を諦めてしまうケースもあると聞く。

清掃や修理をしてしまってからでは、正確な被害が把握できなくなってしまうことから、被災者に対して修理前の写真撮影を必ず行うよう周知徹底していただきたい。

住宅に被害を受けた皆様にお願ひ！

カメラがなければスマホでも構わないので、必ず被災住宅の写真を撮影してください。

住民周知用チラシ（イメージ案）

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



応急修理制度の利用に当たっては、
被害箇所・修理箇所が分かるよう
“写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による濃れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

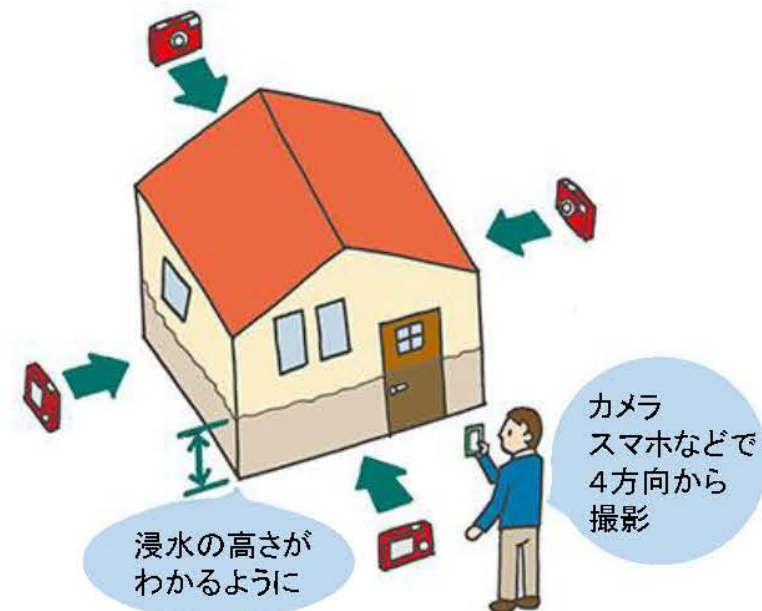
- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

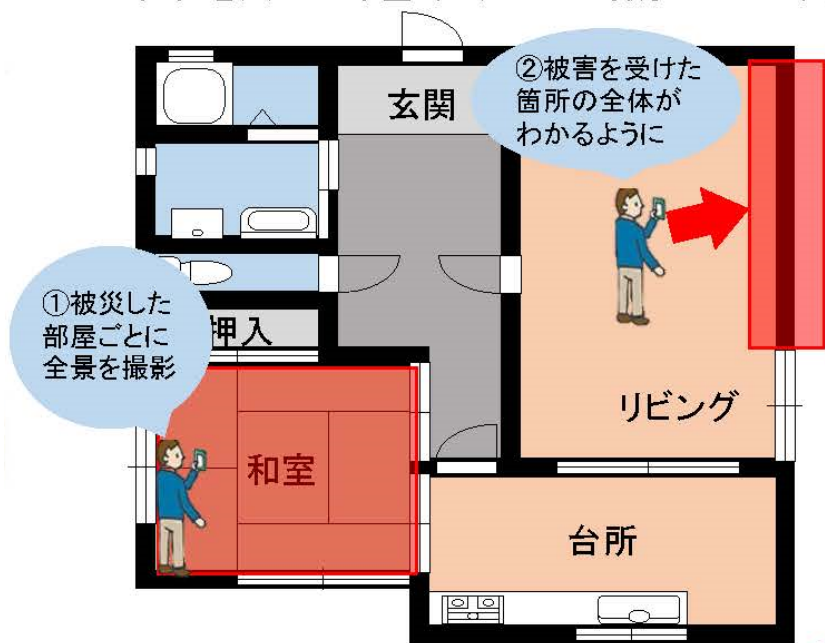
- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



（参考）被災した自宅の写真撮影について

被害認定や応急修理の申請時には、自宅の被災状況のわかる写真等の添付が必須となる。

被害状況や修理状況の正確な把握を行うため、被災者や修理業者等に対して、**応急修理等の申請書類を配布する際など、修理前、修理中、修理後の写真撮影を行うよう周知徹底**願いたい。

○ 修理前状況写真の撮影（被災者又は修理業者が撮影）

風水害等により被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。

(1) 外 観（亀裂、剥がれ、歪みなど）

- ① 浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
- ② 屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
- ③ 玄関、窓（サッシ）、外壁等の破損状況を箇所別に撮影



(2) 室内(めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど)

- ① 居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
- ② 廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影（床材のめくれ、反り、カビ、腐食など）
- ③ 浸水した断熱材などが脱落している状況やカビている状況を撮影

(3) 設備（破損、故障など）

- ① キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所が判るように撮影
- ② 設備の型番・形式等が判るように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることが判るようにすること。

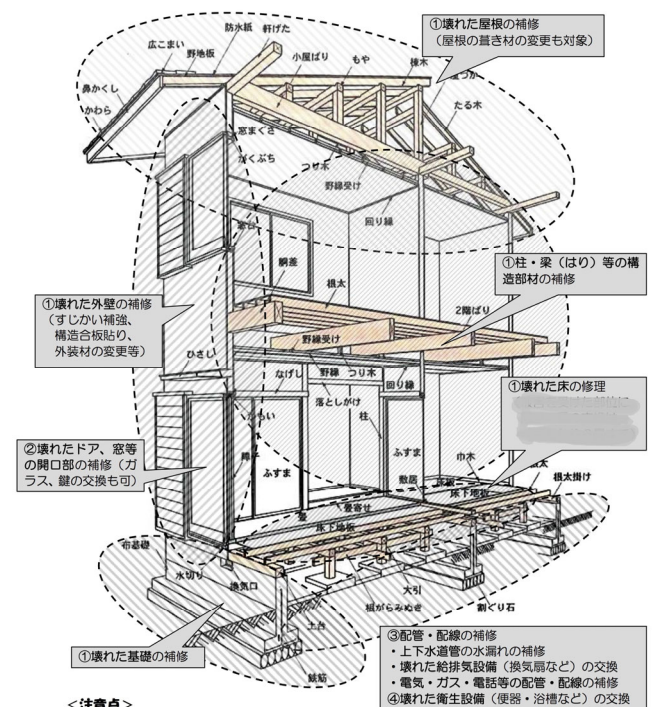
※ 屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。
自分で撮影できない箇所等は施行業者に撮影して貰うなどすること。

○ 修理中・修理完了後の写真撮影（修理業者が撮影）

修理箇所を施工段階から完了まで撮影すること。以下、一例を挙げる。

- ① 床の修理：根太の交換⇒断熱材交換⇒下地材交換⇒床材（畳）交換
② 設備交換：故障した設備の取り外し⇒故障箇所確認⇒製品の交換
③ 屋根修理：足場設置⇒古い屋根材の撤去⇒野地板交換⇒防水シート交換
⇒屋根材（瓦）の設置⇒雨どい交換など⇒足場撤去

カメラ・スマホなどで4方向から撮影



ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

② 罹災証明の区分の変更

罹災証明書には、令和2年3月に改訂された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、住家の被害の程度の欄に、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない」のいずれかの区分が記載されることとなっている。

全 壊 (※)	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準 半 壊	準半壊に至らない
住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合					
50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

(※) 全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は支援の対象となる。

災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和3年最終改定）

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

■災害の被害認定基準等

被害の程度	全 壊※ ¹	大規模半壊 ※ ²	中規模半壊 ※ ³	半 壊※ ⁴	準半壊※ ⁵	準半壊に至らない （一部損壊）
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号）による。

罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

※各種被災者支援策 給 付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
融 資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等

＜被災から支援措置の活用までの流れ＞

被災者から市町村へ申請

被害状況の調査（市町村）



罹災証明書の交付（市町村）

各種被災者支援措置の活用

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

(後掲参考)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、罹災に際して住家が主として使用されていること（以下「主として使用されている建物」という。）を指し、被災者生活再建支援法や災害救助法による住宅の応急仮設等のものを除く。

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

④ 応急修理の迅速な実施

施工業者不足の問題は一つの要因ではあるが、近年、応急修理の完了までの期間は長期化している。内閣府、国土交通省では、被災自治体と連携して、修理期間が出来る限り長期化しないよう、工務店団体による応急修理等に係る相談体制の支援や修理業者に関する周知などの支援を行っている。

被災自治体においては職員による巡回などの被災者個々へのアプローチを図っていただくなど、修理が長期化しないように努めていただきたい。

具体的には、次に記載の i から iv の修理期間の短縮化に資すると考えられる取組等について、可能な限り平時から事前準備を進め、発災時に対応していただきたい。

発災年月	災害名	被災県	発災から要した期間別の割合				
			1 か月	3 か月	6 か月	1 年	1 年半
H30. 6	大阪北部地震	大阪府	0%	7%	35%	75%	75%
H30. 7	7月豪雨	岡山県	0%	21%	63%	88%	91%
		広島県	0%	14%	55%	89%	96%
		愛媛県	0%	27%	58%	95%	98%
H30. 9	胆振東部地震	北海道	0%	34%	42%	85%	95%
平均			0%	23%	57%	90%	94%

ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

④ 応急修理の迅速な実施

i. 被災自治体の応急修理に係る体制確保及び事務の円滑化の推進

- 災害発生後、速やかな応急修理の受付体制の構築、審査手続き等の事務の円滑化を図るため、都道府県におかれては、平時から各市町村における体制等にも留意しつつ、事務委任の詳細について調整・取決めを進めるとともに、応急修理に係る対応マニュアルの整備※など、市町村に対して支援していただきたい。

※ マニュアル等の整備にあたっては、適宜、「災害救助事務取扱要領」の別添 3（申込書、資力に関する申出書、修理見積書等の申請・審査事務等に係る様式）を活用いただきたい。

ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

④ 応急修理の迅速な実施

ii. 被災者の再建意向・ニーズ・課題等の把握及び 修理事業者の確保・紹介・相談対応等の取組

- 災害発生後できるだけ早期から、被災者に対し応急修理を含む住まいの確保策に係る情報提供・意向確認を図るとともに、住まいの再建に関する被災者のニーズ・課題の把握等を行っていただきたい。
- 平時から関係団体や修理業者等と調整し、適宜、事業者に対する説明資料の作成や説明会の実施等周知を行ったうえで、災害発生時には住宅の補修等に活用できる事業者リストをHPに掲載し、自治体の相談・申請窓口等において被災者への情報提供・紹介等を行っていただきたい。この際、業界団体等の協力を得て、被災した住宅の工事に係る相談窓口を開設し、当該団体において、被災者からの応急修理に係る相談対応や事業者の情報提供等を実施することが有効であると考えられる※。

※ 国土交通省の支援により、建築士事務所協会等を受け皿として、住民向けの建築相談事業を実施することが可能。平時から本事業についてご了知いただくとともに、災害発生時、相談窓口等の開設にあたっては、適宜、国土交通省にご相談いただきたい。

ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

④ 応急修理の迅速な実施

iii. 応急修理制度の被災者への周知の徹底

○ 実施主体である都道府県や委任を受けた市町村は、チラシ、住民説明会等により、被災者に対して応急修理について判り易く速やかに周知を図っていただきたい。

なお、支援制度等に係るチラシの作成にあたり、地方公共団体に加えて、内閣府、国土交通省をクレジットとして記載するなど、政府として協力することが可能であるため、適宜、相談いただきたい。

台風15号・19号および大雨により住宅に被害を受けた皆様へ

修理工事を請け負う工務店を紹介します

例えばこのようなことでお困りの方、ぜひご相談ください！

Case 1 お住まいの住宅の修理を必要とする方

Case 2 修理をしたいが工務店が見つからない方

Case 3 修理がいつになるかわからない方

その他、住宅の修理や工務店でお困りの方

こちらまでお気軽にご相談ください！
一般社団法人 全国木造建設事業協会 千葉県協会
0120-029-289
電話受付/月曜～土曜 9:00～18:00 (日祝休)

- ◆全木協千葉県協会に登録している千葉県下の工務店の中からご紹介
- ◆補助金や交付金のお見積り作成にも対応

※この窓口は「国土交通省住宅市場整備推進等事業費補助金」により運営されています。

内閣府 国土交通省 千葉県

ウラ面は補助金に関する情報もごさいます。ご確認ください。 ▶▶ウラ面へ

令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による住宅被害に係る支援制度

千葉県防災危機管理課
千葉県国土整備部 都市整備局

住宅の被害を受けた世帯については、市町村が交付する「り災証明書」により決定される被害の程度に応じて、以下の支援制度を受けることができます。

①被災者生活再建支援制度

全壊 大規模半壊 半壊※(解体)

支援対象：住宅が全壊または大規模半壊した世帯※半壊でもやむを得ず解体する方は利用可能です。
※申請時に「り災証明書」が必要となります。

支援内容：基礎支援金（全壊：100万円、大規模半壊：50万円 等）
加算支援金（建設・購入：200万円、補修：100万円、賃借：50万円）
※分譲住宅に同居する場合は、加算支援金の「賃借」は対象になりません。
※世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4になります。

申請先：（被災時に）お住まいの市区町村 （千葉県全市町村適用）

②応急修理制度（災害救助法）

全壊※ 大規模半壊 半壊 一部損壊

住宅の応急修理は市町村が修理業者と契約して実施します。（修理業者は選択可能です。）
※全壊でも修理すれば居住可能な方は利用可能です。
※応急仮設住宅に入居していないことが条件です。

支援対象：屋根・居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な応急修理
※申請時に「り災証明書」が必要となります。

支援内容：大規模半壊・半壊：595,000円以内
一部損壊（損害割合10%以上）：300,000円以内
※10%未満の場合は④の制度を参照

申請先：お住まいの市区町村で申込書をお受け取りください。
（災害救助法を適用した41市町村）

③応急修理制度の上乗せ支援事業（県独自支援）

一部損壊

応急修理のうち一部損壊（損害割合10%以上）であり、工事費150万円を超える場合は、超えた額の20%・最大20万円を上乗せで支給されます。

④被災住宅修繕緊急支援事業補助金

半壊 一部損壊

支援対象：屋根・居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な修繕工事
※申請時に「り災証明書」が必要となります。

支援内容：工事費の20%・最大50万円

申請先：お住まいの市区町村で申請書をお受け取りください。

留意事項
・上記②と④を併用することはできません。
※各制度の受付窓口は、市区町村になりますので、詳しくは、お住まいの市区町村にお問合せ願います。

資料提供：千葉県

ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

⑤ 応急修理に関するQ & A

例えば、「外壁補修を行わない内壁の修理は認めない」、「壊れた床の修理に際し、畳の交換は1戸あたり6畳までしか認めていない」など、既に撤廃された要件や事例について、今も運用されているのかと質問を受けることがある。

令和元年東日本台風（第19号）においても、類似の事例を耳にしたことから、現在の運用に係る考え方を示すため、

「災害救助法に基づく住宅の 応急修理に関するQ & A」

を作成している。

また、最新の「災害救助事務取扱要領」にもQ & Aを掲載したので参考にしてください。

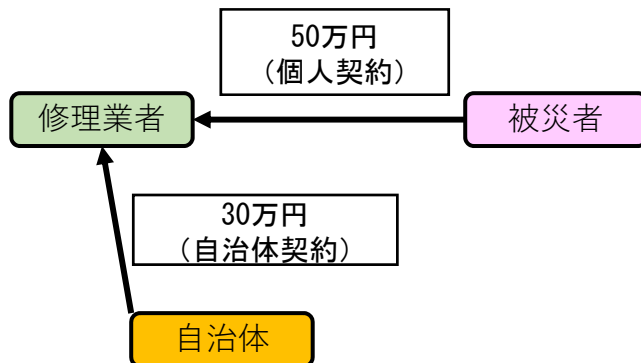
ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

- ⑥ 被災者の中には、住宅の応急修理について自治体が相談・受付を開始するよりも前に、修理業者に工事を依頼している場合が見受けられる。

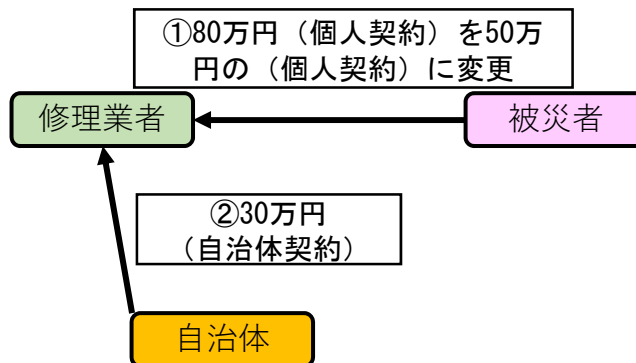
このような事案が発生しないよう自治体において速やかな相談・受付体制の整備を行う必要があるが、当該事案が発生した場合には以下の取扱いとなるので参考にされたい。

「準半壊」の罹災証明書を受けた被災者が、修理総額80万円の工事について、30万円分を応急修理として行う場合

通常の応急修理のケース (申請を受付、修理を実施)

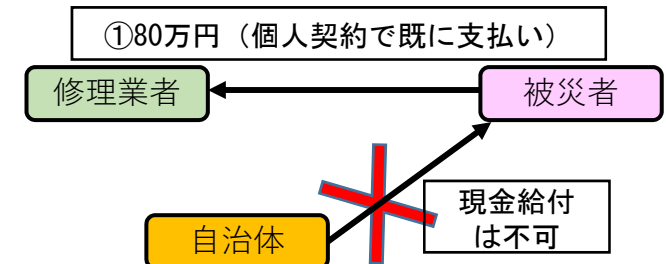


既に修理に取りかかったが、 支払に至ってないケース



※ 被災者が既に工事を発注している場合であっても、修理業者に変更契約（80万円→50万円に変更）に応じて貰える場合には、自治体は応急修理の対象として差し支えない。

既に修理完了し、業者に 支払ってしまったケース



※ 応急修理の対象とはできない。

〔災害救助法の応急修理は、行政が修理業者に修理費用を支払うスキームであり、既に支払いが済んだ被災者の費用の補てんをすることはできない。〕

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）において、「被災した住宅の応急修理（4条1項6号）に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」（令和3年6月）を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知する。」とされたところであり、以下のとおり周知をする。

応急修理を実施する自治体において、従来の修理見積書（別紙3-4-①）で申請を受けるのか、又は当該修理見積確認書（別紙3-4-②）の様式で申請を受けるのかを選択して仕様すること。

様式第3号 **従来様式** (別添3-4-①)

修 理 見 積 書
(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)
※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 0 円 (消費税込)

☒ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1) 0 円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分) 0 円 (消費税込)

工事名称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)(※2)	備考
①	0 円	0 円	
②	0 円	0 円	
③	0 円	0 円	
④	0 円	0 円	
⑤	0 円	0 円	
⑥	0 円	0 円	
合 計	0 円	0 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
 <限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 655,000円の範囲内
 準半壊の場合： 318,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理事業者指定の様式で可。）すること

〇〇〇県知事 又は 〇〇〇市町村長 殿

令和 年 月 日

(※修理事業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

令和 年 月 日

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

住 所	
氏 名	

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

様式第3号 **追加様式** (別添3-4-②)

修 理 見 積 書
(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)
※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 円 (消費税込)

☒ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1) 円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分) 円 (消費税込)

**工事内訳は別紙のとおり
(工事内訳は、修理事業者が普段使用している様式を添付すれば良い)**

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を
 <限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 655,000円の範囲内
 準半壊の場合： 318,000円の範囲内

※2 修理事業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付（※修理事業者指定の様式で可。）すること。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に○を付けること。

〇〇〇県知事 又は 〇〇〇市町村長 殿

令和 年 月 日

(※修理事業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

令和 年 月 日

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

住 所	
氏 名	

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

※ いずれの見積書についても、工事内訳が必要であるが、別紙3-4-② については、応急修理の対象工事を内訳書に○を付して明確にすること。

※ 工事内訳書（修理事業者が普段使用している様式）は、必ず提出すること。